

新型コロナウイルス関連 救済を守るために使える制度				
制度名	対象者	概要	問い合わせ先	
給付	一律10万円給付	◆全国民	◆一律で一人あたり10万円の給付を行う。 詳細については、国整中（以下予定） ◆オンライン申請あるいは、郵送申請 ◆自己申告制 ◆銀行口座へ振り込み（手廻しも検討中） ◆給付金は非課税	未定
	子育て世帯への臨時特別給付金	◆児童手当を受給する世帯	◆児童一人あたり1万円 ※詳細未定	※詳細未定
	傷病手当金	◆新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため勤務に就することができない場合 ◆国民健康保険加入者、および後期高齢者医療制度加入者も対象	◆直近12か月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額（※）を、欠勤4日より傷病手当金として支給される（最大1年6か月） （※）被保険者期間が12ヶ月に満たない者については、①当該被保険者の被保険者期間における標準報酬月額の平均額、又は②当該被保険者の属する被保険者の	全国健康保険協会
	給付金等（家計急変）	◆予測できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に、緊急に支援の必要がある方 ◆すでに大学等に在学している人	◆収入基準、資産基準により給付額決定	在学中の学校
減額	電気・ガス料金 支払い明日延長の特別措置	◆緊急貸付を受けているなど、一時的に電気料金またはガス料金の支払いが困難な事情がある方 ※条件については、各事業者にて要確認	◆電気・ガス使用料金の支払い明日の延長 ※期間については、各事業者にて要確認	契約している電気・ガス事業者
	水道料金・下水道料金の支払い猶予	◆新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難になった方 ※条件については、各自治体にて要確認	◆水道料金・下水道料金の支払い猶予期間 ※期間については、各自治体にて要確認	各自治体
	返還中の奨学金の減額返還制度・返還期限猶予制度	◆災害、債務、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じて、奨学金の返還が困難になった方	◆毎月の返還額の減額や返還期限の猶予を、返還期限を繰り出ることができる。	日本学生支援機構
	住宅ローン	◆新型コロナウイルスの影響により、返還が困難な方	◆フラット35ご利用の方に対して、返済方法の変更（毎月の返済額の変更・返済日の変更等）の対応	返還中の金融機関
	生命保険・損害保険料の払込猶予	◆新型コロナウイルスの影響により、払い込みが困難な方	◆生命保険料は最長6か月、損害保険料は5月まで猶予の会社が多い	契約している保険会社
貸付	生命保険の契約者貸付制度	◆解約返戻金のある生命保険（終身保険や養老保険、個人年金など）に契約している方で、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困難し、お金が必要な方	◆解約返戻金の範囲内で貸付、貸付利率はゼロ	契約している保険会社
	免除	◆国民年金保険料の免除制度	◆免除の適用	年金事務所
減免	◆国民健康保険料（税）の減免措置	◆新型コロナウイルスの影響により、減額が認められる方	◆減免の適用 ※詳細については、各自治体にて要確認	各自治体
融資	個人向け緊急小口資金等の特例	◆新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯	◆貸付上限 学生等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内 ◆償還期間 1年以内 ◆償還期限 2年以内	お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）
	総合支援資金貸付	◆新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困難し、日常生活の維持が困難になっている世帯、生活の立て直しが必要なお方（主に失業された方）が対象。 ※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。	◆貸付上限 （二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内 ※貸付期間は原則3月以内 ◆償還期間 1年以内 ◆償還期限 10年以内 ◆貸付利率 無利子 ※償還時において、なお所得の減少が（住民税非課税世帯の償還を免除することができる	お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）